

宿 泊 約 款

(本約款の適用)

第1条 当館の締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は習慣によるものとします。2. 当館は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応ずることができます。

(宿泊引受けの拒絶)

第2条 当館は、次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。(1) 宿泊のお申込みがこの約款によらないものであるとき。(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。(4) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。(5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。(6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。(7) 佐賀県旅館業施設の衛生措置基準に関する条例第11条の規定する場合に該当するとき。

(氏名等の明告)

第3条 当館は、宿泊日に先だつ宿泊の申込み(以下「宿泊予約の申込み」という。)をお引き受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。(1) 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業(2) その他当館が必要と認めた事項。

(予約金)

第4条 当館は、宿泊予約の申込をお引き受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間(宿泊期間が3日をこえる場合は3日間)の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。2. 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

(予約の解除)

第5条 当館は、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、次に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

(1) 予約の全部を取消された場合の取消料

契約解除の通知を受けた日 予約申込人数	契約解除の通知を受けた日											
	不 泊	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前	5 日 前	6 日 前	7 日 前	8 日 前	14 日 前	15 日 前	30 日 前
14名まで	100%	100%	50%	30%	30%							
15～30名まで	100%	100%	50%	30%	30%	30%						
31～100名まで	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	20%	20%	20%		
101名以上	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	30%	15%	15%	10%	10%

(注) %は、予約宿泊料金に対する取消料率です。

(2) 予約人数が減った場合の取消料

予約申込人数	取消人数	予約申込人数に対して最終的に泊まる人の割合		取消料
		20%以内のとき	20%を超えるもの	
100名以下の場合	20%以内のとき	無 料		
	20%を超えるもの	50%未満のとき	20%以上の人員について上記表の相当額	
100名以上の場合	10%以内のとき	50%未満のとき	20%以上の人員について上記表の相当額の30%	
		10%を超えるもの	無 料	
	10%を超えるもの	50%未満のとき	10%以上の人員について上記表の相当額	
		50%以上のとき	10%以上の人員について上記表の相当額の30%	

2. 当館は、宿泊者が連絡しないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。

3. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

第6条 当館は、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。(1) 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。(2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。(3) 第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。2. 当館は、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすべてに収受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊者は、宿泊当日当館の玄関帳場(フロントオフィス)において事項を当館に登録して下さい。(1) 第3条第1号の事項(2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日(3) 出発日及び時刻(4) その他当館が必要と認めた事項

(チェックアウトタイム)

第8条 宿泊者が当館の客室をおあけいただく時刻(チェックアウトタイム)は、午前11時00分とします。2. 当館は前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申し受けます。(1) 午後3時00分まで室料の3分の1(2) 午後6時00分まで室料の2分の1(3) 午後6時00分すぎ室料と同額

(営業時間等)

第9条 当館の施設の営業時間は、次のとおりとします。(1) ルームサービス午前7時00分から午後10時00分まで(2) 客室における食事提供時間(イ) 朝食午前7時00分から午前10時00分まで(ロ) 昼食午前11時00分から午後2時00分まで(ハ) 夕食午後5時30分から午後9時00分まで、第1項の時間は、臨時に変更することがあります。

(料金の支払い)

第10条 料金の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手若しくはクーポン券により、宿泊者の出発の際又は当館が請求したとき当館の玄関帳場(フロントオフィス)において行っていただきます。2. 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

第11条 宿泊者は、当館内において、当館が定めて当館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第12条 当館は、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。(1) 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。(2) 前条の利用規則に従わないうとき。

(宿泊の責任)

第13条 当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が当館の玄関帳場(フロントオフィス)において宿泊の登録を行った時又は客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終了します。2. 当館の責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなった時は、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。